滋賀県多頭飼育問題 対策マニュアル

~自分から SOS が出せない人、 孤立しがちな人の生活を守るために~



滋賀県

第1章 多頭飼育問題の背景と対策の必要性・・・・・・・・・・1
1. 多頭飼育問題とは・・・・・・・・・・・・・・・・1
(1) 多頭飼育問題について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(2) 多頭飼育問題の背景 1
(3) 犬や猫の個体数増加要因について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 県内の多頭飼育問題の発生状況・・・・・・・・・・・・2
(1)滋賀県介護支援専門員連絡協議会によるアンケート調査 ・・・・・・・・・・・・2
(2) 県内市町福祉行政および市町社会福祉協議会を対象としたアンケート調査 ・・・・・・ 3
(3) 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会によるアンケート調査 ・・・・・・・・・・3
(4) 滋賀県動物保護管理センターでの犬猫の収容数における多頭飼育の割合・・・・・・・4
3. 多頭飼育問題に関連する法令等 5
(1) 動物の愛護及び管理に関する法律 ・・・・・・・・・・・・・・ 5
(2) 滋賀県動物の保護および管理に関する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(3) 滋賀県地域福祉支援計画 · · · · · · · · 6
4. 本マニュアルの目的と適用範囲 ・・・・・・・・・・・・ 7
(1)多頭飼育問題が深刻化する構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(2)本マニュアルの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
第2章 多頭飼育問題から生活を守るための取組 ····· 8
1. 多頭飼育問題の予防、早期発見、深刻化防止の一般的な対応フロー・・・・・・・・9
2. 本人に自覚のないSOSの探知 ······ 10
3. 関係者の役割と情報共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
(1)民生委員、介護支援専門員、自治会役員など第一報を発見できる方の役割 ・・・・・・ 10
(2) 福祉関係者(相談支援機関)の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
(3)環境部局の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
(4)滋賀県動物保護管理センター、大津市動物愛護センターの役割・・・・・・・・・・11
(5) 動物愛護団体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・13
(6)行きつけトリミングサロン、ペットショップ、かかりつけ動物病院などの役割・・・・13
4. 情報共有ツールについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
5. 多頭飼育問題の深刻化を防止するための支援について 13
(1) 数を増やさないための支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
(2)数を減らすための支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
6. 見守り、状況確認について・・・・・・・・・・・・14
(1)支援に向けた見守り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
(2)支援後の再発を防ぐための見守り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
(3)地域による見守り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
7. 頭数の増加などにより生活の破綻、多頭飼育問題の深刻化が見られる場合・・・・・・・ 14

8. 取り組み事例紹介 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
9. よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
第3章 多頭飼育問題の周知・予防啓発について・・・・・・・・・・・・・・・・・18
1. 予防啓発動画の活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
2. 安心して動物を飼えるように・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(1)もしもに備えた本人や家族の意思の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)不妊去勢手術は一石三鳥(病気の予防、問題行動減少、繁殖制限)・・・・・・・・2
(3)犬や猫を最後まで飼えるかよく考える(終生飼養)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
(4) 猫は家の中で飼育する (屋内飼育) 23
第 4 章 関係者連絡先一覧
1. 動物愛護管理部局 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
2. 環境部局 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3. 福祉部局 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(1)高齢福祉担当課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
(2)障害福祉担当課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
(3)生活保護・困窮者支援担当課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

第1章 多頭飼育問題の背景と対策の必要性

1. 多頭飼育問題とは

(1) 多頭飼育問題について

多数の犬猫を飼育する中で、繁殖などにより飼育頭数が増加して飼い主が飼育管理できなくなること、または、健康上の問題や経済的困窮などにより飼育管理を十分に行うことができなくなることで、3つの影響(①飼い主の生活状況の悪化、②動物の状態の悪化、③周辺の生活環境の悪化)のいずれか、もしくは複数が生じている状況を多頭飼育問題といいます。ブリーダーなど、元々多数の動物を飼育する施設に限らず、一般飼い主による多頭飼育問題が全国的に発生しています。

飼い主の生活状況の悪化

【衛生面への影響】

- ・糞尿等の堆積、散乱
- ・臭気の発生
- ・害虫、ねずみの発生

【経済面への影響】

・飼育費用による逼迫

【衣食住への影響】

- ・身体や衣服の汚れの放置
- ・栄養状態の悪化
- ・住居の損傷の放置

【つながりへの影響】

- ・近隣住民とのトラブル
- ・地域における孤立
- ・人間不信

動物の状態の悪化

【飼育管理への影響】

- ・不十分な給餌、給水
- ・毛玉や伸び過ぎた爪の放置

【健康面への影響】

- ・栄養不良
- ・治療の必要な動物の放置
- ・感染症の蔓延

【飼育環境の悪化】

- ・過密状態の発生
- ・不適切な行動の制約

【社会性への影響】

- ・人との適切な関係性の欠如
- ・人慣れしていない

等

等

周辺の生活環境の悪化

【衛生面への影響】

- ・ごみや汚物の堆積
- ・悪臭や騒音
- ・害虫、ねずみの発生

【犬猫による事故等】

- ・逸走した犬猫の周辺家屋 への侵入
- ・咬傷事故の発生

等

図1 多頭飼育問題の3つの影響

(2) 多頭飼育問題の背景

令和元年に環境省が実施した「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査」において、<u>多頭飼育問題に陥る飼い主の傾向を解析したところ、7つの要素「不衛生」、「認知機能や身体能力の低下による自立困難」「貧困」「暴力」「動物への固執」「医療や福祉・介護など公的なサービスの拒否」「依存」が得られています。飼い主が7要素</u>

をすべて有しているわけではないものの、多くの事例でいずれか、もしくは複数の要素を有していることが判明しています。

これらの要素は、多頭飼育問題の印象論ではなく、社会科学的なデータとして示されたものであり、「不衛生」や「動物への固執」に加えて、「自立困難」「貧困」「サービス拒否」などの



図2 飼い主が持つ7つの要素

社会福祉的な支援を必要とする要素が含まれています。このことから、多頭飼育問題は、単に「動物の問題」、「飼育頭数の問題」ではなく、その背景に「人の問題」があることが明らかになっています。また、多頭飼育問題が深刻化した飼い主は、周囲との関わりを拒絶する、介護や福祉サービスを拒否する、動物へ強く依存するなど、より深い孤立状況に陥ります。「人の問題」と「動物の問題」が複雑に絡み合うことから、これらの問題を別々に捉えるのではなく、関係者が連携して対応することが重要となります。多頭飼育問題には、日常生活自立度など様々な要素が関与するため、数頭の飼育であっても飼育管理が不十分となり多頭飼育問題に陥る事例があります。それまで自立生活を送れていた人が、いつの間にか周りに気付かれないうちに飼養管理を十分に出来なくなる側面に注目する必要があります。日常生活動作の低下につながる老化や疾病による身体機能や認知機能の低下は、誰にでも起こることがあり、多頭飼育問題のリスクは普遍的です。そのため、多頭飼育問題は、他人事ではなく自分や家族が当事者であることを思い描いて、誰しもが自分事として真剣に捉えるべき問題であります。

(3) 犬や猫の個体数増加要因について

大や猫の個体数が増加する要因として、「不妊去勢手術の未実施」、「2頭目や3頭目の 飼育開始」、「屋外での猫の餌やり」、「飼い猫の放し飼い」、「野良猫の侵入・定着に繋がる 家屋損傷部の未修繕」などが挙げられます。

犬猫は高い繁殖能力を持つため、個体数の増加のおそれのある飼い方を行っている場合、 爆発的な頭数増加につながる可能性があります。特に猫は繁殖力が高く、1年に2~4回、 1回に4~8頭の子猫を産むため爆発的に頭数が増加します(第3章2.(2)不妊去勢 手術は一石三鳥(病気の予防、問題行動減少、繁殖制限)(P.21)を参照)。



図3 猫の頭数増加イメージ (出典:環境省「捨てず増やさず飼うなら一生」)

2. 県内の多頭飼育問題の発生状況

(1) 滋賀県介護支援専門員連絡協議会によるアンケート調査

滋賀県介護支援専門員連絡協議会が令和3年7月~8月に実施した「介護支援専門員を対象とした多頭飼育問題に関するアンケート調査」では、24%の介護支援専門員(ケアマネージャー)が多頭飼育問題を抱えている利用者を担当した経験を有していました。

多頭飼育問題の87%で猫が飼育されており、<u>57%で屋外や自由に出入りできる飼育方式</u>となっていました。

また、多頭飼育問題事例のうち、利用者や家族から、動物の飼育について相談を受けた事例は13%でした。

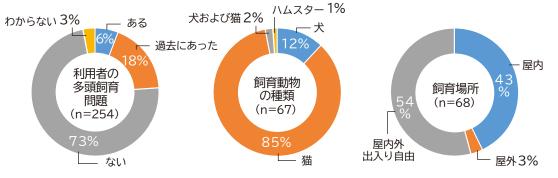


図4 介護支援専門員を対象とした多頭飼育問題に関するアンケート調査結果(抜粋)

(2) 県内市町福祉行政および市町社会福祉協議会を対象としたアンケート調査

令和3年9月~10月に多頭飼育問題に関するアンケートを実施し、県内の市町福祉行政および市町社会福祉協議会が令和2年度に対応した多頭飼育事例を収集したところ、 60%の機関が多頭飼育問題に対応しており、飼育頭数5頭以下の事例が半数を占めていました。

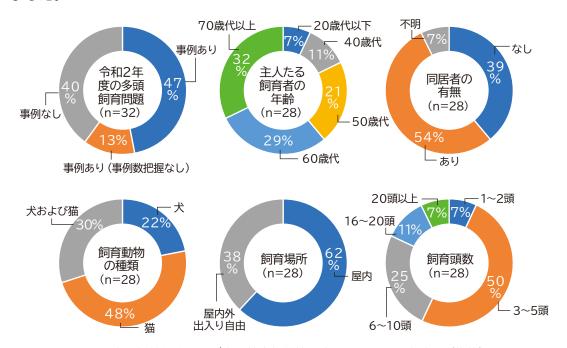


図5 市町福祉行政および市町社会福祉協議会アンケート調査結果(抜粋)

(3) 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会によるアンケート調査

令和3年11月~12月に社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会が県内相談支援機関を対象に実施した「相談支援機関等における複合的な課題への対応にかかる調査」において、令和3年4月~9月末の対応ケースについてとりまとめたところ、<u>約4割の機関が多頭</u>飼育問題への対応を実施していました。

自覚のない

また、約半数の機関において、多頭飼育問題に対して分野を超えた連携による支援が 出来ているものの割合は1割未満となっています。

表 1 「動物の多頭飼いをしており世話ができていないケース」の数

機関名	ない	1~10 件	11~ 30件	31~ 50件	51件 以上
地域包括支援センター (n=38)	14	22	2	0	0
障害の相談支援事業所 (n=27)	19	7	1	0	0
利用者支援事業 (子ども) の実施機関 (n=12)	11	1	0	0	0
自立相談支援機関 (n=16)	12	4	0	0	О
社会福祉協議会 (n=10)	6	4	0	0	0
市町の重層的支援担当または地域共生担当 (n=6)	5	1	0	0	О
合計 (n=109)	67	39	3	0	0

「動物の多頭飼いをしており世話ができていないケース」のうち、分野を超えた連携による支援が 出来ているものの割合

機関名	1割未 満	1~3 割未満	3~5 割未満	5~8 割未満	8割以 上
地域包括支援センター (n=25)	14	3	4	1	3
障害の相談支援事業所 (n=8)	5	1	2	0	0
利用者支援事業(子ども)の実施機関 (n=1)	0	0	0	1	0
自立相談支援機関 (n=4)	1	0	1	0	2
社会福祉協議会 (n=4)	1	1	0	1	1
市町の重層的支援担当または地域共生担当 (n=1)	0	1	0	0	0
合計 (n=43)	21	6	7	3	6

(4) 滋賀県動物保護管理センターでの犬猫の収容数における多頭飼育の割合

滋賀県動物保護管理センターにおける、飼い主 本人、家族、近隣住民、地域包括支援センター、 社会福祉協議会などから寄せられる多数の猫の飼 育に関する相談が増加しています(平成30年度: 9件、令和元年度:29件、令和2年度:20件)。

相談に伴い、多頭飼育者から引き取る猫の頭数 が年々増加しており、令和2年度においては、飼い 主からの猫の引取り204頭のうち136頭を占め、 その割合は6割を超えています。



図6 滋賀県動物保護管理センターでの 飼育猫の引取り頭数と多頭飼育者 の割合(猫)

県内の多頭飼育問題の発生状況まとめ

- ケアマネージャーの24%が多頭飼育問題の 事例を経験している。
- 令和2年度に、市町福祉部局・社会福祉協議会の 60%が多頭飼育問題に対応している。
- 多頭飼育問題の78~87%で猫を飼育している。
- 5頭以下の事例が67%を占めている。
- ◆ 令和2年度に、滋賀県動物保護管理 センターが飼い主から引き取った猫 の約67%を多頭飼育者が占めている。



図7 県内の多頭飼育問題の発生状況まとめ

3. 多頭飼育問題に関連する法令等

(1)動物の愛護及び管理に関する法律

「動物の愛護及び管理に関する法律」において、犬猫がその命を終えるまで適切に飼養する 「終生飼養」やみだりな繁殖を防ぐ「不妊去勢 手術」など飼い主の適正飼養について規定がされています。これらの規定は強制力を持つものではありませんが、飼い主本人、家族や地域住民へ不妊去勢手術の必要性などを説明する際の根拠となります。

「動物の愛護及び管理に関する法律」(抜粋)

- 第7条 動物の所有者または占有者は、(略) その動物をその種類、習性等に応じて適切に飼養し、または保管することにより、動物の健康および安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体もしくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、または人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。
- 2 動物の所有者または占有者は、その所有し、 または占有する動物に起因する感染性の疾病に ついて正しい知識を持ち、その予防のために必 要な注意を払うように努めなければならない。

適正飼養のための 5 ヶ条

①犬猫を最後まで飼育する

- ・犬の平均寿命は14.65歳、 生涯必要経費は240万円*
- ・猫の平均寿命は15.66歳、 生涯必要経費は150万円※
- ・飼育している間に家族構成や住環 境が変わること、体調を崩すこと、 犬や猫に介護が必要になることな どがあっても、最後まで責任を持っ て飼う

②不妊去勢手術を行う

・病気の予防、望まない繁殖を防ぐた め、早期の不妊去勢手術を行う

③猫は屋内で飼う

- ・交通事故、喧嘩での怪我や病気を 予防するため屋内で飼う
- ・周囲への糞害等も防止できる

④所有者明示措置

・マイクロチップや連絡先を書いた迷 子札、犬の鑑札を装着する

⑤もしもに備える

- ・万が一、お世話できなくなった時に 預ける先を決めておく
- ・定期的なワクチン接種やノミダニ駆 虫、基本的なしつけを行う

図8 適正飼養のための5ヶ条 ※出典:一般社団法人ペットフード協会 「令和3年全国犬猫飼育実態調査」

- 3 動物の所有者または占有者は、その所有し、または占有する動物の逸走を防止するために 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、(略) 当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること (以下「終生飼養」という。) に努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講じるよう努めなければならない。
- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするため の措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。
- 第37条 犬または猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

(2) 滋賀県動物の保護および管理に関する条例

「滋賀県動物の保護および管理に関する条例」において、犬および猫を10頭以上飼養する際の多頭飼養届出が規定されています。この制度は飼育を把握するための制度ですので、多頭飼育の抑止や解決にはつながるものではありませんが、10頭以上の飼養は行政が把握すべき課題がある状況であると、広く根拠づけるものになります。

[滋賀県動物の保護および管理に関する条例] (抜粋)

第6条の2 犬または猫の飼い主は、その一の飼養施設において飼養する犬もしくは猫(生後91日未満のものを除く。)の数またはこれらの数を合算した数が10頭以上となったときは、その日から起算して30日以内に、当該飼養施設について次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(3) 滋賀県地域福祉支援計画

「滋賀県地域福祉支援計画(令和3年10月策定)」において、誰一人取り残さない環境づくりの推進の一つの取り組みとして、「多頭飼育問題の顕在化による深刻な孤立を防ぐため、分野をまたがって支援を行えるよう動物愛護管理部局、地域住民等との連携を進める」旨が盛り込まれています。

[滋賀県地域福祉支援計画(令和3年10月策定)] (P.54 抜粋)

- 第6章2(1)様々な生きづらさを抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進 ①自分から SOS が出せない人、孤立しがちな人
 - ・多頭飼育問題の顕在化による深刻な孤立を防ぐため、分野をまたがって支援を行えるよう 動物愛護管理部局、地域住民等との連携を進めます。

4. 本マニュアルの目的と適用範囲

(1) 多頭飼育問題が深刻化する構造

自立困難や経済的困窮や社会的孤立などの背景を持つ 飼い主が、個体数の増加のおそれのある飼い方を行って いる場合、個体数の増加に歯止めがきかなくなり、飼い 主の生活状況の悪化などにつながります。生活が破綻し た状況となり、<u>周囲との関わりの拒絶、医療・福祉・介</u> 護などのサービスの拒否など孤立が深刻化します。

(2) 本マニュアルの目的

多頭飼育問題の深刻化した状況では、本人は判断力の 低下などにより問題意識を有していないこと、深刻な孤立が認められること、動物への固執があり手放さないことなど、「人の問題」と「動物の問題」ともに解決が困難な状況に陥ります。

飼い主の努力・取組だけでは多頭飼育問題の解決が困難であり、深刻化を防ぐためには、関係者間での共通認識が構築され、地方自治体や関係機関、団体等が連携して対応することが不可欠となります。



図9 多頭飼育問題が深刻化する 構造と本マニュアルの目的

そこで、本マニュアルでは、生活に困難を抱える飼い主が行う「個体数の増加のおそれのある飼い方」を「問題化の兆候」であり「生活悪化や孤立化に対する自覚のないSOS」であると捉え、社会福祉分野と動物愛護管理分野の連携を推進することで、「爆発的な頭数の増加」および「多頭飼育問題の深刻化」を防止し、生活を守ることを目的としています。

また、多頭飼育問題が深刻化した場合の対応はケースバイケースとなり、問題が発生してからの話し合いでは連携することが困難となります。多機関連携による早期対応を目的とすることで、解決が困難な事例であっても、早期から対話を重ねることができ、関係者間の信頼関係が深まり、深刻化した際の連携が機能しやすくなります。

支援対象:社会福祉的な支援を必要としており、多頭飼育問題の兆候を抱える

一般の飼い主 (動物取扱業者を除く)

使用者:県、大津市の動物愛護管理部局、市町の社会福祉部局、市町の生活環境部局、

地域包括支援センター、社会福祉協議会等の職員、地域福祉関係者等

第2章 多頭飼育問題から生活を守るための取組

大や猫に愛情を寄せることは、喜びや楽しみにつながるものであり、生きがいや癒しを感じるものですが、一方で、多頭飼育問題が顕在化すると深刻な孤立による生活破綻につながる可能性があります。<u>愛情を寄せる犬や猫に起因する孤立を防ぎ、活力ある生活を守るため、多頭飼育問題への目線を関係者が共有し、アンテナを高く持ち、情報</u>を共有・連携することで早期の対応を図ります。

なお、前述のとおり、多頭飼育問題は人の問題と動物の問題が複雑に絡み合った複合課題の一つであり、一つの機関が解決できる問題ではありません。そのため、関係機関が情報を共有し、共にできることを持ち寄る中で、支援を模索することとなります。

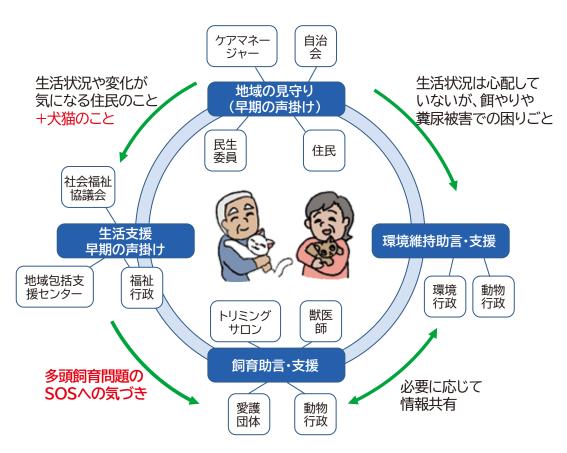


図10 活力ある生活を守るための多機関連携のイメージ

表3 連携時の心得

多機関連携による多頭飼育問題対策 心得

- ・「対応できない」と押し付け合わず、それぞれの専門性の "のりしろ"を出し合い、重ねるものと心得るべし
- ・連携とはどこで情報を探知しても共有することと心得るべし
- ・予防、早期対応のため、不安を共有することから始めるべし
- ・人と犬猫の両方の側面からアプローチするべし
- ・犬猫を飼うことを"悪"とせず、犬猫と共に過ごす"普段の暮らしの幸せ" を支援するべし

1. 多頭飼育問題の予防、早期発見、深刻化防止の一般的な対応フロー

多頭飼育問題の予防、早期発見、深刻化防止の一般的な対応フローは次のとおりです。

- ①関係者が多頭飼育問題について意識しアンテナを高く張ること、②情報を共有すること、
- ③それぞれの関係者が「できること」を持ち寄ることが重要となります。

なお、多頭飼育問題が深刻化する前に情報を共有することを目的とするため、問題の 顕在化や深刻化を待たずに、問題の精度を問わずに広く情報の探知・共有を行います。

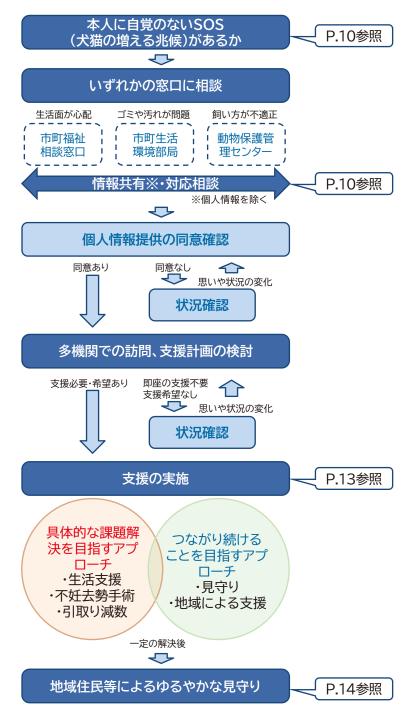


図11 多頭飼育問題の早期発見、深刻化防止の一般的なフロー

2. 本人に自覚のない SOS の探知

多頭飼育問題が深刻化した場合は、「人の問題」と「動物の問題」共に解決が困難な状況 に陥ります。それを防止するためには、頭数が増加し、状況がより悪化する前に改善を図る 必要がありますが、飼い主本人にはその自覚がないため、周囲にいる関係者が兆候に気づ

き、必要な支援に結び付ける必要があります。 早期の声掛けを行うためには、犬や猫の適正な飼養方法に関する知識を深めるとともに、 日頃から犬や猫のことも気にかけた対話が求められます。

多頭飼育問題対策において<u>最も注目すべき</u>ポイントは、「頭数の増加に繋がる飼育方法」です。不妊去勢手術が実施されていない、複数頭の飼育をはじめた、猫を放し飼いしている、屋外で猫に餌やりをしている、野良猫の侵入・定着に繋がる家屋損傷部が修繕されずに放置されているなどの飼い方が頭数増加につながります。こういった飼い方をしている場合は、多頭飼育問題が深刻化するリスクがありますので、<u>今後の問題の深刻化を予見した対応が必要となります。</u>

多頭飼育問題の兆候

- 不妊去勢手術の未実施
- ・2頭目や3頭目の飼育開始
- ・屋外での猫の餌やり
- ・飼い猫の放し飼い
- ・野良猫の侵入や定着に繋がる家屋損傷 部の未修繕
- ・ペットの糞尿が目に付く



本人に自覚のないSOSと捉える



福祉、環境、動物行政のいずれかに連絡



└ 早期の声掛けによる増加防止 └ 情報を共有し、関係者みんなで相談



人の問題、動物の問題への連携した対応

図12本人に自覚のないSOSの探知

3. 関係者の役割と情報共有

(1) 民生委員、介護支援専門員、自治会役員など第一報を発見できる方の役割

より広く探知するために、地域の相談役である民生委員や自治会役員、近隣住民、介護支援専門員、介護サービス事業者、認知症サポーターなどによる情報探知が必要となります。そのため、「本人に自覚のないSOS」についてアンテナを高く張り、地域での活動を行うことが望まれます。普段の生活の様子や地域とのつながりの中で気にかけている住民について「本人に自覚のないSOS」を探知した場合、生活環境の悪化が見られていない状況であっても、生活面、動物の飼育方法、ゴミや汚れなど、気にかかる内容に応じて、福祉相談窓口、市町生活環境部局、滋賀県動物保護管理センター(大津市内の場合は大津市動物愛護センター、以下「動物保護管理センター」という。)のいずれかへ相談します。連絡の際には、犬や猫の飼育状況を分かる範囲で伝えます。

なお、行政機関間で情報を共有しますので、普段から関わりのある窓□へ相談を行えば、 すべての窓□に連絡する必要はありません。

また、関係機関への連絡と併せて、可能な範囲で啓発資料や啓発動画を活用し、動物に目を向けた対話や不妊去勢手術等の声掛けを行うことが期待されています。

(2) 福祉関係者(相談支援機関)の役割

多頭飼育問題についても<u>複合課題の一つとしてアンテナを張り、</u>民生委員等から相談を受けた場合、または、訪問時に、「本人に自覚のないSOS」を認めた場合は、多頭飼育問題の深刻化を疑い、<u>動物保護管理センターや市町環境部局との間で情報共有し、対応を相談</u>します。情報共有の際に最低限必要な情報については、「犬猫等飼育状況チェックシート」(図13)を参考にします(第2章4.情報共有ツールについて(P.13)を参照)。

情報の共有や多機関連携での対応については、重層的支援体制整備事業における包括的 相談支援や多機関協働事業など、既存の取り組みを活用します。

生活面に目を向ける中で、餌代や不妊去勢手術費用も含め<u>た生活費や衛生面についての</u> 話題と併せて、可能な範囲で啓発資料や啓発動画を活用し、動物に目を向けた対話や不妊 去勢手術等の声掛けを行います。

本人や家族から、多機関による対応に同意を得られている場合は、関係機関へ個人情報 を伝え、同行訪問を行い、関係機関間で支援計画を検討します。

本人同意を得られない場合は、必要に応じて、地域ケア会議や支援調整会議などへの環境部局や動物保護管理センターの参加を求め、情報共有を行います。

また、<u>訪問先が動物を飼育している場合は、安心して動物を飼育できるよう、入所や</u>入院が必要となった場合の預け先など「もしもの備え」(第3章2.(1)もしもに備えた本人や家族の意思の確認(P.19)を参照)について、対話を重ねます。

(3)環境部局の役割

自治会役員や地域住民からゴミや汚れの問題、また、猫の餌やりや糞尿被害等について相談が寄せられた際に、<u>周辺環境への影響を確認し、状況に合わせて、地域の環境保全に配慮した助言を</u>行います。必要に応じて、市町福祉部局や動物保護管理センターへ連絡します。

市町福祉部局や動物保護管理センターから生活環境に関する相談を受けるとともに、その改善に向けた対応を共に検討し、助言を行います。

(4) 滋賀県動物保護管理センター、大津市動物愛護センターの役割

平時から多頭飼育問題の周知や予防啓発に取り組み、福祉関係者(相談支援機関)や環境部局からの相談を受けるとともに、飼い主の個人情報の提供を受けた場合は、共に現地訪問を行い、<u>犬猫の健康状態や飼育状況を確認し、対応の必要性を共に検討し、必要</u>に応じて不妊去勢手術や引取り、譲渡による減数について助言を行います。

なお、多頭飼育者への支援において、不妊去勢手術や譲渡による減数に取り組む場合は、必要に応じて、動物愛護団体やかかりつけ獣医師と調整を行います。

また、多頭飼育問題の深刻さや予防啓発の必要性について、動物取扱業者等への周知を行い、適正飼養普及啓発の広がりを図ります。

犬猫飼育状況等チェックシート

探	知者の情報											
	所属											
	氏名					連絡先						
飼	い主の情報	(※本人同意前	は氏名・年齢	・性別・信	計が欄は	空欄とす	ること)					
	氏名	(***, ** ** ***)				年齢			性兒	别		
	住所						1				L	
	司居家族	なし ・ あ	り (続柄:)			
	 居住形態	 戸建て ・	集合住宅	・ その	D他()			
	司辺環境 司辺環境	住宅密集地・	郊外住宅均		農村/	中山間地	域 ·	商業均	也/繁	········ 華街		
	家の周囲	手入れされている	る・ 草	トが繁茂	• !	物が散乱	•	その他	()
飼]い主の健康	 E状態等	良好・お	対気() .	障害()	• :	 不明	
	非難・暴言	<u> </u>	なし・	あり								
性格	感情のコン	ノトロール	できる	やや	困難	· 非	常に困難	 隹				
114	動物への執	h着	全くない	・あまり	りない	・やや	ある・	強く	ある			
意	家族との関	 関係										
思	近所づきま	561										
疎通	行政・支援とコミュニ	受機関等の ニケーション	誰とでも可能	じ・特	詩定の人	物なら可	能()		誰で	でも拒絶	
1	飼い主の	十千十二										
		<u> </u>		必要が栄養	<u></u> 能							
		日常生活を送るこ				ナッ状能						
		窮し、生活(衣食			18/17/2019							
	犬、猫の紅			ישואליים כס								
		術を行っていない	(未実施:	頭、	実施済:	頭	į)					
		頭目の飼育を開始										
	(増加要因			受け・	 購入	• 野!	 良猫が集	 まった)			
	放し飼いに	されている(家の	 内外を自由に	出入りし ⁻	ている)							
	屋外での猫	の餌やり										
	野良猫の侵	· :入、定着に繋がる	家屋損傷部が	 放置され [.]	ている							
3.	生活環境の	 の状況										
	排泄物が目	につく										
	□ 犬、猫の排泄物の掃除が出来ていない											
	害虫が多数	発生している、も	しくはねずみ	が発生し [.]	ている							
♦₹	その他の事項	Į.										
É	飼育頭数	犬 (オス: 頭、 猫 (オス: 頭、		不明: 不明:	頭) 頭)							
Í	飼育場所	屋内・家	の内外を自由	に出入り	•	屋外						
	悪臭	なし ・ 屋	内あり・	屋外あ	<i>(</i> 1)	周辺]あり					
鳴	き声騒音	なし ・ 屋	内あり・	屋外あ	<i>(</i>)	周辺]あり					
怪	我や病気	なし ・ 怪	我をした犬猫	がいる	• 1	対気らし:	き犬猫が	いる				
	備考											

【送付先】

滋賀県動物保護管理センター mail: el31@pref.shiga.lg.jp Fax: 0748-75-4450 大津市動物愛護センター mail: otsu1442@city.otsu.lg.jp Fax: 077-574-4550

図13 犬猫飼育状況等チェックシート

(5)動物愛護団体の役割

多頭飼育者への支援では、<u>動物を話題の中心にした対話を行うことでコミュニケーションが深まる</u>ことがありますので、動物に関する対話により<u>関係性を深め、飼育状況の改善を</u>促す役割が望まれます。また、飼い主が不妊去勢手術に取り組む際の捕獲や搬送、減数に取り組む際の新しい飼い主探しなどについて可能な範囲での協力が期待されています。

(6) 行きつけトリミングサロン、ペットショップ、かかりつけ動物病院などの役割

犬や猫の飼育状況に関心を向ける中で気にかかる点がある場合は、飼い主との関係性に応じて<u>適正飼養の助言を行い、安心して動物を飼育できるよう声掛けを行う役割</u>が望まれます。そのため、多頭飼育問題の深刻化や再発を防ぐための見守りへの協力が期待されています。

また、利用客に多頭飼育問題化の兆候や不安を感じた場合は、可能な範囲で深刻化を防止するための助言を行い、状況に応じて、動物保護管理センターに対応を相談します。相談に対して本人の同意が得られていない場合は、個人情報を伏せて相談することが可能です。

4. 情報共有ツールについて

飼い主の状況、動物の状況の両面から多頭飼育問題の兆候をつかみ、関係機関間で共有するため、「犬猫飼育状況等チェックシート」(P.12参照)を参考に情報を共有します。

本チェックシートは、環境省調査において明らかとなった「多頭飼育問題を引き超す飼い主の7つの要素」に則していますが、同じ要素であっても、その具体的特徴は飼い主によって様々であり、実際の対応に当たっては、<u>事例ごとに飼い主の状況を個々に把握し、</u>対応を検討する必要があることに留意しなければなりません。

なお、多機関連携においては、「誰に連絡すればいいか」ではなく<u>「誰に連絡してもいい」という考えの下、情報を共有し、直接、支援に関わるか否かに依らず、関係機関が</u>共に対応を検討することが重要となります。

5. 多頭飼育問題の深刻化を防止するための支援について

(1)数を増やさないための支援

これ以上の<u>頭数増加を防止するため、不妊去勢手術について説明</u>を重ね、理解が得られた場合に、捕獲手段や搬送方法、手術実施場所などについて飼い主と共に考えます。 動物愛護団体等の協力を得られる場合は、その調整を行います。

(2)数を減らすための支援

飼い主の状況に応じて、<u>適正に飼養することができる頭数まで減数することが重要</u>となりますので、家族、友人などによる飼育の可能性について確認します。譲渡による減数を希望する場合は、動物愛護団体等と相談し、新しい飼い主探しの支援を行います。

減数の際には、飼い主の思いや状況に合わせて、特に思い入れの強い犬や猫の飼育を継続するなど、飼い主に沿った形での支援を検討します。

引取り支援においては、協力する動物愛護団体に大きな負担が生じることから、<u>頭数が増加し問題が深刻化する前からの「数を増やさないための支援」や、入所や入院が必要にな</u>る前からの「あらかじめの対応」が重要となります。

なお、飼い主と地域との関係性によっては、かかりつけ動物病院や行きつけトリミング サロンなどが一時預かりや引取りに協力を行う場合があるため、<u>飼い主本人や家族などから</u> 地域関係者との関係性について十分に聞き取ることが連携先を探す一助になることがあり ます。

6. 見守り、状況確認について

(1) 支援に向けた見守り

飼い主が初めから動物の不妊去勢手術や引取りを前向きに捉えることは非常に稀です。 関係者が動物の視点も交えて関わり続けることで、<u>思いの変化や状況の変化により支援の</u> きっかけが掴めますので、繋がり続けることが重要となります。

(2) 支援後の再発を防ぐための見守り

<u>多頭飼育問題は再発の多さが指摘</u>されています。引取りによる減数をしたことを覚えていなかったり、寂しさにかられたり、一旦は納得して決めた気持ちが揺れ動いたり、自分の思いではなく周囲の意見を優先されていたりと、再び、動物を飼いはじめることがあります。

また、場合によっては、犬や猫を取り上げられたと受け止め、深く傷つき、再度取り上げられないよう飼育していること自体を隠す場合があります。

そのような場合は、次に発覚した時にはより深刻化した状況となりますので、多頭飼育問題の再発しやすさを<u>念頭に置き、決して飼い主を責めることはせず、再発の兆候がない</u>か見守りを続けることも大切です。

(3)地域による見守り

飼い主が関わりを持つ動物病院やトリミングサロンなどが把握できており、それら地域 関係者による協力を得られる場合は、一定の改善後に、無理のない範囲で飼育を継続する 際の飼育状況の変化などについて、<u>悪化防止・再発防止を意識した見守り</u>を行います。 見守りの中で、何か多頭飼育の問題化につながる兆候を探知した際には動物保護管理セン ターなどに相談を行います。

7. 頭数の増加などにより生活の破綻、多頭飼育問題の深刻化が見られる場合

多頭飼育問題が深刻化している場合は、生活破綻、周囲との関わりの拒絶、福祉や介護 サービスの拒否、深刻な孤立化などが認められることがあります。人の問題への対応が 複雑化していること、飼い主本人は生活環境の悪化を問題と感じていないこと、動物への 固執から引取りによる減数や不妊去勢手術への理解を示さないことなどにより、問題解決 が困難な状況となります。

解決が困難な場合は、飼い主と関わり続けることが何よりも重要となります。早期予防のために築いた連携体制を活かして関係者間の相談を重ねつつ、定期的な訪問を続け本人や動物の健康状態の変化を心配していることを伝え、生活の立て直し、不妊去勢手術による増加防止、引取りによる減数、ごみや糞尿の処理などについて<u>飼い主と相談できるよう</u>に関係構築に取り組みます。

また、一旦、飼育頭数が減るなど生活状況が改善した場合も、<u>気持ちの揺り戻しや多頭</u> 飼育問題の再発があることを念頭に、地域での見守りを継続します。

アパートの退去など短期的な対応を求められる事例への支援においては、関係者間の通常時からの事前の示し合わせが重要となります。事例が発生してからの連携では関係者間に温度差が生じやすく、連携すること自体が難しくなります。そのため、<u>事前準備として、それぞれの機関の守備範囲や対応上の課題について、日頃から勉強会やケース検討を関係者共に行うことが重要</u>となります。

8. 取り組み事例紹介

【取組事例紹介①】

●ケース:

- ・90代独居での猫7頭飼育
- ・戸建て
- ・家屋の隙間から猫が自由に出入りしている

●探知者:

・地域包括支援センター

●情報共有:

- ・地域包括支援センターから動物保護管理センターへ相談
- ・市環境担当課、市福祉担当課、地域包括支援センター、動物愛護推進員、動物 愛護団体での会議により情報共有および支援策の相談

●取り組んだ支援:

- ・動物保護管理センター、動物愛護団体、地域包括支援センターが猫の譲渡に よる減数について繰り返し説明
- ・動物愛護団体が捕獲および引取りを実施

●再発防止のための見守り:

- ・地域包括支援センターが飼い主の健康面の見守りを実施
- ・傾聴ボランティア、別居の親族による見守りを継続

【取組事例紹介②】

●ケース:

- ・70代独居での猫5頭飼育
- ・戸建て、敷地内に物の散乱や草木の繁茂
- ・室内は猫の尿臭がきつい、近隣への糞尿被害が発生

●探知者:

・近隣住民および民生委員

●情報共有:

- ・近隣住民から動物保護管理センターへ相談
- ・民生委員から市福祉担当課へ相談
 - ⇒市福祉担当からから動物保護管理センターへ情報共有する中で、双方に相談が寄せられていたことが判明

●取り組んだ支援:

- ・動物保護管理センター、動物愛護推進員、動物愛護団体、市福祉担当者が不妊 去勢手術について繰り返し説明
- ・動物愛護団体が捕獲、運搬、不妊去勢手術を実施
- ・減数のための譲渡を固辞しており、手術後の猫を引き続き飼育できるよう助言

●再発防止のための見守り:

- ・市福祉担当課、地域包括支援センター、民生委員が飼い主の健康面や周辺住民 との関係性の見守り
- ・市環境担当課、動物保護管理センターが周辺環境苦情への対応
- ・動物愛護団体、動物愛護推進員、動物保護管理センターが飼育方法の助言



9. よくある質問



犬猫が繁殖している方がいます。どこに相談すればよいですか?

まず市町環境部局や動物保護管理センターへご相談ください。 必要に応じてケース会議等へ参加することも可能です。





犬猫を飼っている方に適切な飼育を啓発できるツールはありますか?

啓発動画やチラシがありますので活用してください。(P.18)





飼い主の入院や入所に備えてやっておくことはありますか?

預け先や世話をしてくれる人の確保を勧めてください。(P.19)





動物の知識がないので支援してもらえませんか?

動物保護管理センターにご相談ください。各種啓発資料の提供や場合によっては同行して訪問することも可能です。





飼い主がやむを得ず飼えなくなった場合、犬猫はどうすればよいですか?

新しい飼い主を探していただくことが基本です。動物保護管理センターでは譲渡先を探す飼い主の支援も実施しております。どうしても難しい場合は、飼い犬猫の引取り制度がありますが、致死処分の可能性があるため、あくまで最終手段とお考え下さい。

あらかじめご家族や知人などと相談し、お世話ができなくなった時にお願いする方について決めておくことが大切です。



自覚のない SOSの探知

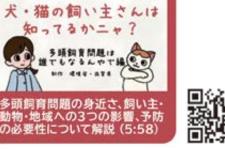
多頭飼育問題の周知・予防啓発について

1. 予防啓発動画の活用

滋賀県では、4種類の啓発動画を作成しています。啓発事業で活用するとともに、県 YouTube (インターネット TV しが) に公開していますので、関係者間で多頭飼育問題 についての理解を深めるときや、福祉関係者や地域住民が訪問した際に、動物のことを 話題にするためのツールとして活用することができます。(令和3年度環境省「多頭飼育対策 モデル事業」で作成)







https://youtu.be/CXfpcMYi9Fg

地域福祉関係者の







https://youtu.be/jOZ_ZfgDg5o

https://youtu.be/PlQtBPqbCxU

図14 人・動物・地域の三方よしを目指す多頭飼育対策啓発動画

また、県内において、平成30年度から先駆的に多頭飼育問題 に取り組む「こうが人福祉・動物福祉協働会議」では、猫用の 啓発リーフレット「ぼくたちのこと、もっと知ってニャ〜」 シリーズを作成しています。猫を飼う上で知っていただきたい 大事なポイントごとに4種類「不妊去勢手術のススメ(問題行 動への対処)編」「お金かかるで編」「どんどん増えるで編」

「産ませて大丈夫?編」作成されていますので、猫の ことを知るための資料として活用することができ ます。 (https://www.pref.shiga.lg.jp/doubutsuhogo/inunekosougou/soudan/327155.html)





図15 猫用啓発リーフレット

2. 安心して動物を飼えるように

(1) もしもに備えた本人や家族の意思の確認

犬や猫を飼育することは飼い主の生きがいや癒しに繋がりますが、一方で、一時的な入院など家を空けなければならなくなった時に対応に困る事例が認められます。

その結果として、行政に引取りを求める場合もあり、<u>令和3年度に滋賀県動物保護管理センターおよび県内6保健所で行った犬の引取り27事例のうち、44%(12件)は飼い主の死亡、高齢、疾病、生活困窮または入院を理由としていました。</u>

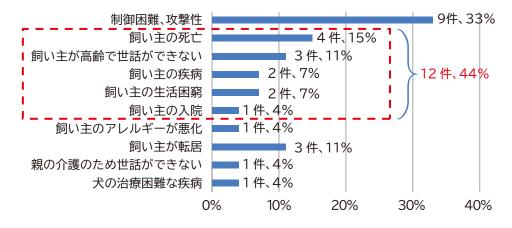


図16 令和3年度滋賀県動物保護管理センターにおける犬の引取り依頼理由

引取りに関しては、動物の状態により致死処分となる可能性もあることから、飼い主が引取りを希望せず、支援が進まない場合があります。

飼い主本人の健康と犬や猫を大切に思う気持ちを両立するためにも、<u>もしもの時に備え</u>て、本人の思いや、家族、親戚、近隣住民、友人、動物愛護団体、動物取扱業者(ペットホテル、ペットシッター)などの中から、「この人ならきちんと世話をしてくれる」「責任をもって新しい飼い主を探してくれる」と思える相手を見つけ、「もしもに備えるうちのこ手帳」を作成します(P.20参照)。エンディングノートに犬や猫に関する情報を記載している場合は、「もしもに備えるうちのこ手帳」を参考に記載内容の確認を行います。

お世話などをお願いする方には、愛犬・愛猫のことをよく知ってもらえるよう普段からのコミュニケーションを大切にしておくこと、愛犬や愛猫の情報を詳細に伝えられるようにしておくことが必要です。

なお、手帳に、普段関わりを持つトリミングサロン、動物病院など地域の関係者を記載することで、支援や見守りを行う際の相談先がわかりますので、訪問時に話題とするなど 手帳への記載を促していくことが重要となります。地域との連携状況は事例により異なりますが、通っていたトリミングサロンが一時的に預かりを行ったケースもあります。

また、一時的にペットホテルを利用する場合は、ワクチン接種やノミ・ダニ予防などの 預けるための条件や料金、移動手段を確認しておくことが重要です。

飼うために安心して動物を 連絡先関係行政機関の

	基本	情報		
名前		名前の由来		
種別		種類		
性別		生年月日		
毛色		体重		
飼いはじめた時期		どこから迎え入れ たか		
不妊去勢手術	している ・ していない	マイクロチップ番号 (犬の登録番号)	番号: (犬登録番号:)
性格				

	日常生活。	・健康情報	
食事の内容・量・時間・回数		好きな食べ物	
おやつの内容・量・ 頻度		好きなおやつ	
トイレの場所		散歩の回数・時間	
好きな遊びや過ご し方		必要な日常のケア	
トリミング・シャン プー		行きつけトリミング サロン	
治療中の病気		投薬中の薬・あげ方	
アレルギーの有無		既往歴	
予防注射	狂犬病 : あり ・ なし ワクチン:(種)・なし	駆虫·予防	フィラリア:あり・なし ノミ・ダニ :あり・なし
かかりつけ動物病院			

お世話ができなくなった時にお願いする方						
預け先の種類	親族・友人・ペットシッター・ペットホテル・病院・他()・なし					
預け先の名前	預け先の電話番号					
預け先の承諾	承諾を得ている ・ 相談中 ・ 相談していない					

図17 もしもに備える うちのこ手帳

(2) 不妊去勢手術は一石三鳥 (病気の予防、問題行動減少、繁殖制限)

多頭飼育による問題化を防止するには、<u>初めの1</u> <u>頭の不妊去勢手術が重要</u>となります。不妊去勢手術 は<u>望まない妊娠を防ぐだけでなく、病気の予防や問</u> 題行動の対策としても重要です。

病気の予防効果としては、早期に手術を行うほど 高くなります。生後6~12か月ごろに初回の発情 があり、妊娠可能になりますので、<u>初回発情までに</u> 手術を行うことが大切です。

支援先が犬猫の飼育を始めた場合や飼育する犬猫に不妊去勢手術を実施していない場合は、啓発動画などを活用し、早期に不妊去勢手術を行うよう促すことが必要です。



https://youtu.be/brvvc13HXBQ

表3 不妊去勢手術の利点と欠点

	不妊手術(卵巣と子宮の除去)	去勢手術(精巣の除去)			
利点	●卵巣や子宮の病気や乳腺腫瘍などの予防●発情期特有の困った行動がなくなる (大きな鳴き声、トイレ以外での排尿、 外に出たがる、神経質になる等、 犬では発情に伴う出血もなくなる)●望まない妊娠がなくなる	●精巣や前立腺、肛門周囲の病気の予防 ●メスへの興味による性的ストレスの軽減 ●発情期特有の困った行動がなくなる (大きな鳴き声、無駄吠え、マーキング、 攻撃性、脱走など)			
欠点	●手術には全身麻酔のリスクがある⇒適切な麻酔管理で軽減できる ●肥満傾向になる⇒適切な食事管理と運動で防げる ※メス犬では尿失禁が起きる場合があるが、治療できる				

	猫の妊娠	犬の妊娠
いつから	●6~12か月齢から妊娠できる	●6~12か月齢から妊娠できる
回数	●1年に2~4回妊娠	●半年に1回
出産 頭数	●1回に4~8頭出産	●1回に2~8頭出産

(3) 犬や猫を最後まで飼えるかよく考える(終生飼養)

犬および猫の飼育頭数は合計で約1,800万頭となっており、この数は全国の子供の数 (15歳未満人口) 約1,500万人を大幅に超えるものとなっています。65歳以上の高齢者 人口は3,600万人を超え過去最多を更新し続けており、「独居」や「老老」世帯となることで、<u>飼い犬や飼い猫の世話を頼む家族がいない人が増え、高齢者を支える関係者にとって</u>大きな課題となっています。

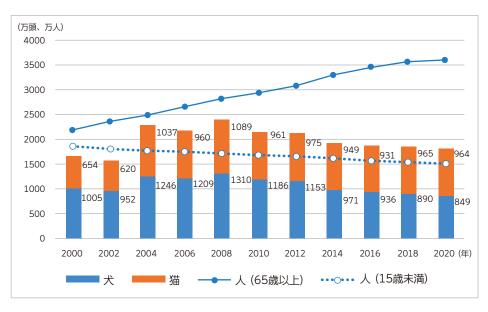


図18 犬と猫の飼育頭数と子供と高齢者の人口推移

なお、犬と猫の平均寿命は2010年来伸びており、<u>犬の平均寿命は14.65歳(10年比+0.78歳)、猫の平均寿命は15.66歳(10年比+1.30歳)</u>となっています。(一般社団法人ペットフード協会の全国犬猫飼育実態調査による)

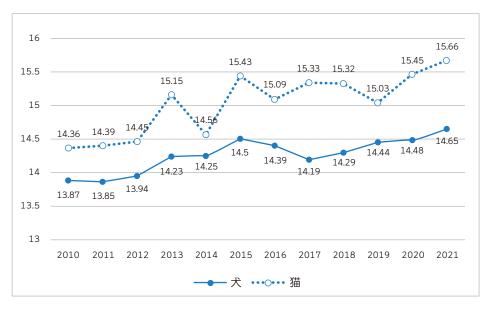


図19 犬と猫の平均寿命

犬や猫の飼い主になる、犬や猫の世話をすることは、その命に責任を持つことです。 動物の愛護及び管理に関する法律においても、その動物が命を終えるまで適切に飼養する 「終生飼養」の責任が明確にされています。中には20年生きる場合もありますので、そ れだけの期間、責任を持って飼い続けることができるかどうか、家族構成や住環境の変化 や、突然の入院なども踏まえて、飼育について考えることが必要です。犬や猫も大切な家 族の一員となりますので、その命を守るためには、前述のとおり、もしもに備えて、代わ りに飼ってくれる人を見つけておくことが必要です。

また、犬も猫も高齢になると介護が必要となる場合があります。歩けなくなる、排せつ の世話が必要になる、夜鳴きが始まるなど、それぞれの変化に合わせて対応する必要が あります。犬猫が高齢や病気になった場合も含めて、大切にしている犬や猫を最後まで 愛情と責任をもって飼うためにはどうしたらよいか、あらかじめ飼い主と一緒にしっかり と考える必要があります。

(4)猫は家の中で飼育する(屋内飼育)

猫の多頭飼育問題は、1頭の猫を貰い受けたこと、1頭の野良猫の世話を始めたこと から始まります。その1頭の猫を大切に飼い、多頭飼育問題を防止するためには、飼い 方に気を付ける必要があります。

猫を放し飼い(家の中と外を自由に 行き来する飼い方) にしている場合や、 玄関先や庭などで居ついた猫への餌や りをしている場合は、他の猫を引き寄せ 頭数が増加することにより、餌代など 飼育費用の増加、糞害などのご近所トラ ブル、猫同士の感染症の増加などの問題 が生じます。

これらの問題を未然に防止し、猫を飼 うことによる充実した暮らしを守るため には、屋内で飼育することの重要性を 繰り返しお伝えする必要があります。

表7 猫の屋内飼育の利点と欠点

猫の屋内飼育 ●交通事故にあう危険がない ●猫同士のケンカによる怪我や感染症にかかる 利点 危険が少ない ●ご近所トラブルが少なくなる ●虐待などの被害にあうことがない ●猫が退屈しやすい ⇒快適な環境と整え、飼い主とのコミュニケー ションを図ることで十分に幸せに暮らせます 【屋内の安全対策】 ●脱走しないよう、窓や扉の戸締りを徹底する ●口にすると危険なもの(電気コード、観葉植物など)

を片付ける



外を眺める場所

窓の外を見るという刺激が、柔らかな布の上、暖かな場所、猫は本来臆病な動物です。 与えられ、「退屈」を感じにく を好みます。 くなります。



くつろげる場所



隠れ場所

驚いたときに猫が逃げ込める スペースを用意しましょう。



猫にとって快適なトイレ環境 ・トイレの数「猫の頭数+1」

大きめのトイレを選ぶ ・好きな砂の種類を使う ・清潔に保つ

トイレ

猫は非常にきれい好きで、 トイレにこだわりがあります。



上下運動

入り組んだ動き回れる空間 上下運動や動き回れる空間があると、猫は自分でエネルギー

を発散できるため、問題行動の予防になります。



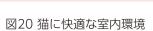
爪とぎ

猫は爪とぎの習性がありま す。家具や柱などで爪を研 用意しましょう。



ケージ

子猫のうちから習慣づけて 上手に使うとよいでしょう。 がないように、専用のものを 災害時や入院時にも役に立 ちます。



(出展:環境省リーフレット「猫は室内で飼おう!」)

第4章 関係者連絡先一覧

1. 動物愛護管理部局

名 称	電話番号
滋賀県動物保護管理センター	0748-75-1911
大津市動物愛護センター	077-574-4601

2. 環境部局

名 称	電話番号				
草津市まちづくり協働部生活安心課	077-561-2340				
守山市環境生活部環境政策課	077-584-4691				
栗東市生活環境部環境政策課	077-551-0341				
野洲市環境経済部環境課	環境課 077-587-6003				
甲賀市市民環境部生活環境課	環境課 0748-69-2144				
湖南市環境経済部環境政策課	0748-71-2326				
東近江市市民環境部環境政策課	0748-24-5633				
近江八幡市市民部環境課	0748-36-5509				
日野町住民課	0748-52-6578				
竜王町生活安全課	0748-58-3703				
彦根市市民環境部生活環境課	0749-30-6116				
愛荘町暮らし安全環境課	0749-42-7699				
豊郷町住民生活課	0749-35-8115				
甲良町住民人権課	0749-38-5063				
多賀町産業環境課	0749-48-8117				
米原市市民部自治環境課	0749-53-5112				
長浜市市民生活部環境保全課	0749-65-6513				
高島市環境部環境政策課	0740-25-8123				

3. 福祉部局

(1) 高齢福祉担当課

名称	電話番号
大津市健康保険部長寿政策課地域包括ケア推進室	077-528-2741
草津市健康福祉部地域保健課	077-561-6865
守山市健康福祉部地域包括支援センター	077-581-0330
栗東市健康福祉部長寿福祉課	077-551-0198
野洲市健康福祉部地域包括支援センター	077-588-2337
甲賀市健康福祉部すこやか支援課	0748-69-2167
湖南市健康福祉部高齢福祉課	0748-71-2356
東近江市健康福祉部地域包括支援センター	0748-24-5641
近江八幡市福祉保険部長寿福祉課	0748-31-3737
日野町長寿福祉課	0748-52-6001
竜王町福祉課	0748-58-3704
彦根市福祉保健部高齢福祉推進課	0749-23-9660
愛荘町福祉課	0749-42-7691
豊郷町地域包括支援センター	0749-35-8057
甲良町保健福祉課	0749-38-5161
多賀町福祉保健課	0749-48-8115
米原市くらし支援部福祉政策課	0749-53-5120
長浜市健康福祉部長寿推進課	0749-65-7789
高島市健康福祉部高齢者支援局地域包括支援課	0740-25-8150

(2) 障害福祉担当課

名 称	電話番号			
大津市福祉部障害福祉課	077-528-2745			
草津市健康福祉部障害福祉課	077-561-2363			
守山市健康福祉部障害福祉課	077-582-1168			
栗東市健康福祉部障がい福祉課	077-551-0113			
野洲市健康福祉部障がい自立支援課	077-587-6087			
甲賀市健康福祉部障がい福祉課	0748-69-2161			
湖南市健康福祉部障がい福祉課	0748-71-2364			
東近江市健康福祉部障害福祉課	0748-24-5640			
近江八幡市福祉保険部障がい福祉課	0748-31-3711			
日野町福祉保健課	0748-52-6573			
竜王町自立支援課	0748-58-5323			
彦根市福祉保健部障害福祉課	0749-27-9981			
愛荘町福祉課	0749-42-7691			
豊郷町保健福祉課	0749-35-8116			
甲良町保健福祉課	0749-38-5151			
多賀町保健福祉課	0749-48-8115			
米原市くらし支援部社会福祉課	0749-53-5123			
長浜市健康福祉部しょうがい福祉課	0749-65-6518			
高島市健康福祉部障がい福祉課	0740-25-8516			

(3) 生活保護・困窮者支援担当課

名 称	電話番号
大津市福祉部生活福祉課	077-528-2743
草津市健康福祉部生活支援課	077-561-2361
守山市健康福祉部健康福祉政策課	077-582-1123
栗東市健康福祉部社会福祉課	077-551-0490
野洲市健康福祉部社会福祉課	077-587-6024
甲賀市健康福祉部生活支援課	0748-69-2158
湖南市健康福祉部福祉政策課	0748-71-2327
東近江市健康福祉部生活福祉課	0748-24-5644
近江八幡市福祉保険部福祉政策課	0748-36-5583
東近江健康福祉事務所(日野町、竜王町)	0748-22-1254
彦根市福祉保健部社会福祉課	0749-23-9590
湖東健康福祉事務所(愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)	0749-21-0282
米原市くらし支援部社会福祉課	0749-53-5123
長浜市健康福祉部社会福祉課	0749-65-6536
高島市健康福祉部社会福祉課	0740-25-8120



多頭飼育問題への対応では、背景にある「繋がる力の弱い人達の孤立」の問題を 周囲が把握し、人への支援と動物への支援を一緒に考えることが必要です。

この問題は一機関では解決できません。多頭飼育問題への関心を広げ、多機関で受け止め、知恵を出し合い、出来ることを持ち寄ることで対応力を上げ、多頭飼育問題の深刻化を防ぎましょう。

参考文献

人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン 〜社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて〜 【令和3年3月】環境省

令和4年9月22日

滋賀県健康医療福祉部生活衛生課

大津市京町四丁目 1-1 TEL: 077-528-3641